

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コトポ幅ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

歴史の意味もつ参院選挙……………2

資料1 田辺社会党委員長への手紙(田英夫、國弘正雄)……………4

資料2 参院選で問われるPKO(毎日「社説」)……………4

郵政労働者の人権を守る……………6

——熱気あふれる「守る会」結成集会——

資料3 郵政内外労働者との共闘拡大(集会アピール)……………7

資料4 「守る会」入会のおねがい……………8

銭取り病、死に病……………9

民族民主革命にどんな明日があるか……………12

——アフガニスタンをめぐる情勢について——

岐阜でもPKO強行採決抗議集会……………15

資料5 六・一五岐阜集会「決議」……………16

「絶対に容認できぬ」、九州ブロック地労委労働者側委員……………5

読者からのおたより……………17

旬刊 社会通信

NO. 510

一九九二年七月二日

一九九二年七月二日発行
(毎月一日・二日・三日発行)

■ 巻頭言 ■

歴史的意味もつ参院選挙

「護憲」派候補の当選を

「憲法体制」の危機

参院選まであと十日となった。街角には色とりどりのポスターがあふれ、選挙カーはポリウムを一杯にあげ走り過ぎる。いつの選挙も重要でない選挙はない。しかし、今度の選挙はP K O法案の審判を問うトビッキリ重大な意義をもつ。しかも、社会党は「議員辞職願」を提出、衆院解散を最大の選挙政策としているのだからなおさらである。

P K O法案は政府自民党、そして公明、民社がどんなに小細工しようとも、自衛隊を海外派兵するための法案だ。日本国憲法は日本の進路と世界の理想を定める。その日本国憲法をP K O法案はふみにじる。「憲法体制」転換の事態である。

社会党は前代未聞の牛歩、そして憲政史上はじめて議員辞職でこの法案の国会通過に抵抗した。十分ではなかったが、院外のたたかいも、かつてなく盛り上がった。日比谷野外音楽堂は連日のように集会拠点となり、「自公民」の強行採決を前後して、国会に多くの市民、労働組合員が駆けつけた。その数は三万人をはるかにこえた。

P K O法案反対が過半数

反P K O法のたたかいは世論の動向にも大きな影響を与えた。

まずテレビ朝日のニュースステーションの世論調査だ。「P K O法案を支持するかしないか」では支持四一%、不支持五四%で、不支持が支持を二三%上回った。この傾向はこの調査も変わらない。読売新聞調査(九二年六月)でも「P K O法案を評価するか否か」との間に、「大いに評価」一〇・八%、「多少は評価」三二・八%で「評価する」は四三・六%であるのに、「全く評価しない」一四・八%、「あまり評価しない」三二・五%と、「評価しない」が四七・三%と、「評価する」を三・七%上回っているからだ。

さらに顕著なのは自衛隊のP K O派遣と憲法についての意識の変化だ。読売調査(九二年四月)では「問題なし」が四四・九%で、「憲法上問題あり」四一・一%を三・八%上回っていた。しかし今回調査では「問題あり」五五・九%、「問題なし」三四・〇%で、「問題あり」が過半数となり、「問題なし」をじつに二一・九%も上回った!

テレビアサヒの調査で驚いたのは「どの党を支持するか」に、社会党が三五%、自公民三六%、どちらも支持しない二七%で、社会党支持が自公民支持と拮抗していることだ。さらに「議員辞職をどう思うか」に無責任が四三%にたいし、正当が八%、やむをえないがじつに四七%に上り、五六%が議員辞職を支持していることだ。

しかし、手放して社会党のたたかいをほめているわけでもない。というのは、「社会党は歳費を返すべき」と六六%の人が一方では答えているからだ。

社会党はスジを通せ

この点は重要だ。さきの埼玉知事選で社会党候補が共産候補の下になった。自民は待ってましたとばかり、「PKO法案は信任され、社会党の牛歩、議員辞職は国民の支持をえなかった」と述べた。しかし、これはちがう。

というのは、埼玉県知事選の結果は、社会党が自民党流の「永田町政治」に巻き込まれてしまったかの雰囲気づくりがおこなわれたところに、その原因があるからだ。「永田町政治」に国民はもうあきあきしている。そこにまたぞろ「永田町政治」がもちこまれ、国民の信望を得ていた畑さん、そしてその中心的担い手だった社会党を直撃した。それへの国民のきびしい審判だったということである。

その教訓は、「永田町政治」に社会党は手を貸してはならん、国民（県民）不在の政治、スジの通らぬ政治をやれば批判は自民党にいかず、社会党にくるといふことだ。

社会党は反PKO闘争をじつに立派にたたかっていた。このたたかひの成果を社会党が主張する参院選勝利、衆院解散に結びつけるためには、PKO法案に反対する人物を候補にすることがスジである。だが、東京、広島に象徴されるように、そうなっていない。これでは画竜点睛を欠くばかりか竜頭蛇尾という他あるまい。

広島・東京に新たな候補

東京、広島で新たな動きが始まった。広島では広島県安芸郡熊野町議で社会党県本部組織部長の栗原君子さんが、PKO法反対の市民団体をバックに立候補を声明し、広島社会党も支援体制をとる方向に動き始めたこと。東京でも弁護士の内田雅敏氏が「反PKO法」をキャッチフレーズに出馬を表明したことだ。

六月二七日、出馬の記者会見で内田氏は「反PKO法と戦後補償の意志表示をアジアに向けて発したい」と宣言。同時に比例区は社会党への投票を呼びかけるとも述べた。

内田氏を推せんする人々は田英夫（参議院議員）、國弘正雄（参議院議員）、宇都宮徳馬（参議院議員）をはじめ沢地久枝（作家）、伊藤成彦（中央大教授）、本尾良（婦人有権者同盟元会長）、松尾均（日本女子大名誉教授）、川口武彦（元九州大学教授）、岩井章（労研センター）、山崎道人（全労協議長）、坂野哲也（全港湾副委員長）氏他じつにさまざまに分野におよぶ。

歴史を拓く参院選

「憲法体制」を直撃するPKO法は、日本政治に予想をはるかにこえる動きを顕在化させることになる。自民党では現職参議院議員が「PKO法は憲法の一線をこえる」と声明、離党した。自民党とともに強行採決した公明党にも婦人部を中心に動揺が大きいという。

世論調査結果ではすでに見たように、六〇%前後の人びとが反対だ。自民党は「景気問題」に論点をすりかえるのに必死だ。しかし国民はそんなごまかしに乗ることはあるまい。反PKO法、護憲の社会党系候補者を当選させること。これがPKO法を古文書にし、宮沢内閣を打ち倒し、衆院解散総選挙を勝ちとる道である。

（滝野 忠）

資料1 田英夫、國弘正雄（一九九二年六月二七日）

田辺社会党委員長への手紙

田辺 誠委員長殿

連日のお働きに対しご苦労様を申し上げます。

とくに今回、衆議院をまとめ、議員総辞職をかけてPKO法案反対をつらぬかれたご決断に対し衷心よりの敬意を払わせていただきとともに、さぞかしご辛苦がおりであったろうとお察し申し上げます。

その委員長にさらにご心労をおかけすることは情においてまことにしのびないものがありますが、ことは原理原則と、参院選での社会党の消長にかかわることでありまして、あえてお願いまで申し上げます。

ずばり、「比例区は社会党、東京選挙区は内田雅敏」のスローガンのもとに、立候補を決意された内田雅敏氏に対し、並列推薦という形で社会党の推薦を委員長の直裁という異例な手段によってぜひともお願い申し上げます。

議員総辞職という憲政史上はじめての手だてをもってPKO法案に反対した社会党が、全国の顔である東京において、PKO法案賛成をテレビその他で公然と唱えてきた候補者を推すことは全く道理にかなわぬことであるばかりか、社会党に対する有権者の信頼を大きく損ない、ひいては東京での比例区への投票にも破滅的な悪影響がもたらされることを恐れるものです。

委員長ご就任以来最初の大型国政選挙が、委員長の威徳を傷つけるような仕儀になることを懸念するが故に、せめて並列推薦という形をおとりいただければ、とあえて直訴という手だてに出ました微衷をお察しただければ幸甚に存じます。

控徳の間、意をつくしませぬが、文書をもってお願いいたします。

資料2 毎日新聞「社説」（一九九二年六月二八日）

参院選で問われるPKO

二六日行われた宮沢首相と野党党首の個別会談は、緊迫感の薄い奇妙な会談だった。首相のサミット出発前の恒例行事だったからかもしれない。

が、国連平和維持活動（PKO）協力をめぐって国会が混乱したのは、つい一週間前のことである。そして参院選挙は一カ月足らずのうちに行われる。それなのに異常な国会運営についてはほとんど議題に上らず、首相についていえば、ひたすら話題を景気対策に誘導しようとしていたようだ。そして一部野党はそれに歩調を合わせた。まるでPKO協力法は、済んでしまった過去のことであるかのように。

しかしはたして本当にそうだろうか。有権者の関心はPKO協力法と、その際の国会混乱から離れてしまったのだろうか。

各種世論調査を見る限り、とてもそうは思えない。毎日新聞の調査では、PKO協力法成立の前と後で明らかに数字が動いている。同法に「どちらともいえない」といっていた層の少なからぬ人が「反対」に回った。他の調査でも似たような傾向が見られる。「参院選では何を基準に投票するか」との問いに、「PKO協力法」と答えた人が多かったとのラジオ報道もあった。

各選挙区でもPKO協力法は大きな影を落としている。例えば東京。

「PKO協力法支持の人を応援するわけにはいかない」と社民連前代表の田英夫参院議

員は同党に離党届を提出した。同党は社会、民社両党とともに連合型候補のタレントを推薦している。市民団体の中には、一部社会党も巻き込んで別の候補を担ぎ出す動きを見せており、連合型候補はP K O協力法をめぐる野党分裂の直撃を受けた形になっている。

広島選挙区でも連合型候補の選挙態勢が揺らいでいる。社会党県本部は民社党系候補を推すことにならねてから渋っていたが、P K O協力法をめぐる不満が爆発。いったん見送った社会党の参院比例区現職議員の担ぎ出しを図り、それが失敗すると、今度は県本部幹部が自ら出馬を表明した。

連合型候補は今回、全国二三選挙区で出馬が予定されている。東京、広島両選挙区の他への波及を心配する山岸連合会長は、政党や労組などあらゆるルートを使って強力に締めつけを行っているようだ。もっともその山岸会長も「社民結集は極めて難しくなった」と半分さじを投げた格好だ。

P K O協力法は自民党内にも波紋を広げている。今回は非改選組で選挙はないが、福島選挙区の石原健太郎参院議員が「国際貢献に関し、党と私の考えには大きな違いがある」と自民党に離党届を出した。参院選挙を目前にして「利敵行為になる」と同党は慰留に努めているが、本人はガンとして主張を貫いている。

むしろ逆の現象もある。例えば高知選挙区では、自民党竹下派から立候補予定の保守系無所属候補を、公明党が推薦を決めた。公明党が国政選挙で自民党と相乗り推薦するのは初めてで、P K O協力法で同一歩調をとったことがきっかけであることを公明党高知県本部は認めている。

このようにP K O協力法は有権者の意識の中に、各選挙区の中に計り知れぬ影響を与えている。来月二六日投票の参院選挙は、同法を有権者がどう判断するか、同法に対してとった各政党の態度をどう評価するかの審判の日といっても過言ではないだろう。

にもかかわらず景気対策を持ち出して、争点をずらそうとするかのような自民党と一部野党の言動に、私たちは姑息な選挙戦術のにおいをかぎとらないわけにはいかない。各党はP K O協力法を前面に掲げて堂々と戦ってほしい。そして有権者も同法を「済んだこと」にしないで「これからのこと」と受け止め、投票してほしい。

「絶対に容認できぬ」

九州ブロック地労委
労働者側委員が見解

九州ブロック地労委労働者側委員連絡協議会（嘉陽田朝博会長、四四委員）は一九日、国鉄分割・民営化に伴うJ R採用差別問題で中央労働委員会が提示した解決案について「絶対に容認できない」との見解を表明した。併せてJ R九州と国労九州本部など三労組に積極的な自主交渉による解決と環境作りを要請した。中労委事務局によると、労働者側委員とはいえ地労委委員が中労委の裁定にまともって異論を唱えるのは極めて異例で、当惑を隠していない。

同協議会は今年一七日に会合を開き、和解案については①地労委の救済命令が完全に無視され、絶対に容認できない②行政訴訟に進めば組合員の高齢化、定年退職で実効性が失われる——との見解をまとめた。

さらに、労使双方に「冷静な判断と努力をお願いします」として、自主交渉による積極的な解決努力▽訴訟になった場合でも和解解決への努力——を申し入れた。また、労働省に対しても「解決案受諾を前提に雇用促進の条件整備を進めているのは、受諾しなければ援助できないと脅しているように見える」と、柔軟な対応を求める要請書を同日付で郵送した。

郵政労働者の人権を守る

——熱気あふれる「守る会」結成集会——

一二五〇名を超える仲間が結集

第一回裁判期日の開かれた翌日の四月二八、午後六時三〇分から神田駿河台の総評会館において「四・二八裁判取下無効・郵政労働者の人権を守る東京集会」が開催され、全国の郵政内外の職場から二五〇名を超える仲間が結集し、会場は熱気に包まれました。

全通としての四・二八処分撤回の取り組みは、残念ながら昨年五月二二の臨時中央委員会で「終結」されましたが、鴨志田、新宮、鈴木の三原告の裁判を受ける権利の回復をめざす闘いを支えるために、昨秋から昨年末にかけて、神田・杉並・成城において各励ます会がつくられ、活動が続けられて来ました。

この三つの励ます会が統一して「四・二八裁判取下無効・裁判再開を勝ち取り、郵政労働者の人権を守る会」(略称・四・二八守る会)が四月五日に結成されました。集会は、この会の結成を記念し、処分発令から十三周年に当たる四月二八日、全国各地の郵政職場において、当局の権利破壊、人権無視の攻撃を許さず「守る会」運動を取り組む仲間をはじめ、国労闘争団、地域の仲間を迎えて、新たな「四・二八人権闘争」の発信を確かめ合う場となりました。

会場は満席!

集会は満席の会場で、定刻どおり開会。まず主催者を代表して、杉並新宮励ます会の安本会長があいさつ。来賓として国労中央本部・渡辺和彦中執、郵政人権全国連絡会・牟田実氏からのあいさつの後、前日東京地裁で証言に立った園田信男(神田)、今後の証言予定者の今野定夫(杉並)、大志田敏(成城)の各氏から、法廷報告と証人の決意表明。

つづいて四・二八取下無効裁判の弁護団長である福田徹弁護士から「郵政人権闘争の新たな展開のもとで——四・二八取下無効裁判の意味と今後の課題」と題して一時間にわたる裁判解説と基調講演(内容は追ってパンフ等で紹介します)。郵政人権全国連絡会に結集する仲間からの連帯・共闘のあいさつをいただいたのち、三原告が決意表明。

三原告が力づく決意を表明

鈴木氏は「八・二二方針、東京地本大会の決定、地区本部からの説明の中で、すっかり職場復帰を信じていた。しかし誰一人職場に戻れないにもかかわらず、組合としての闘争終結決定がなされ、退職を余儀なくされた。誇りある全通の組合員として本部がやれなければ俺がやるという気持ちで、取下無効・裁判再開の闘いに立ち上がった。今、三つの励ます会が一つになって、四・二八守る会へ発展したことは本当に心強い。職場復帰に向けて全力でたたかう」と決意を述べました。

鴨志田氏は「去年の三月一八日、全員不合格と聞かされ、一体あの『和解は』何だったのだと重い気持ちになった。福田弁護士や職場の仲間に相談して、この十二年間のみんなの支えを無駄にしないためにはどうすべきかと考え、この道を選んだ。困難な闘いであることは充分承知している。しかし、困難な闘いであればあるほど、勝利の喜びも一層大き

いと思う。全国の仲間の良心を信じ、鹿児島や郵政人権全国連絡会に結集する守る会運動の先進的な取り組みにまなびながら頑張る」と決意表明。

新宮氏は「郵政省の引き延ばしによってあの四・二八処分からすでに十三年の時間が過ぎた。これからも、きつと引き延ばしをはかり、俺達の息切れを狙ってくるだろう。だけど自分も一生のたたかひになることを覚悟し、職場の厳しい労働条件のなかでがんばっている仲間たちと手を取り合って、家族も含めて全力でたたかいたい。」と締めくくりました。集会アピールを全体の拍手で確認したのち、最後に園田さんの閉会のあいさつと団結ガソバローで締めくくり、集会は八時四〇分に終了しました。

資料4 四・二八裁判取下無効・郵政労働者の人権を守る東京集会

郵政内外労働者との共闘拡大（集会アピール）

一九七九年四月二八日、全通の反マル生闘争に対して郵政当局は東京を中心に八一八三名にのぼる大量処分を発令し、郵政職場における権利闘争つぶしと労働組合破壊を狙った。この処分撤回を求める労働組合の取り組みとして、一二年間にわたり人事院公平審とそれにつづく裁判闘争が続けられてきたが、全通は一九九〇年八月から「和解」へと方針を転換した。

全通は八月二二日、「郵政省への再就職（職場復帰）の途を開いた」との判断にもとづき、原告のうち採用試験受験有資格者（四十歳未満）全員を受験、四十歳を超える者の郵政関連企業への就職斡旋あるいは自立の道および裁判取下の対処方針を指導した。この指導に従い一四名の原告が「取下書」を全通本部に預け、九一年二月二四日に受験したが、全員不合格となった。

「和解」への方針転換の前提となつたのは九〇年六月二六日の郵政省桑野人事部長と全通河須崎委員長との間でかわされた、四・二八問題の扱いを巡る合意であった。言うまでもなく原告および職場の仲間達の認識は「職場復帰」「裁判取下」はセットであった。しかるに職場復帰なく裁判取下のみが郵政当局にだましとられた形となつた事態のもとで、全通本部は、判断と指導の誤りを認め、本部委員長は引責辞任したものの、郵政省への抗議すらなさぬまま、昨年五月に労働組合としての処分撤回の闘いは、労働側が一方的に旗をまくかたちで「終結」された。

この四・二八訴訟「取下」事件をめぐる、鈴木康雄（成城）、鴨志田千（神田）新宮憲治（杉並）の三氏は、昨年七月八日に東京地裁へ裁判再開を求める「期日指定」の申し立てを行い、郵政省の詐欺・ペテンを許さず、裁判を受ける権利の回復をめざして人権闘争の新たな闘いに立ち上がった。

いま、全国の郵政現場では「郵政事業活性化計画」の名のもとに、労働強化と人権無視、団結破壊の攻撃が吹き荒れている。一九八七年末の鹿児島東局の牟田書記長への分限免職処分、それにつづく関西地域における大量処分などが打ちつづく背景には「上命下服」とモノ言わぬ職場づくりの狙いがある。

だが、私たちは、自らの意志と決意で当局の攻撃に屈せず闘いに立ち上がった。本来なら労働組合が組織として取り込むべき課題であるが、それが現実に出ていないなかで、全国各地の現場で職場の労働者の自主的、大衆的支持をうけて「守る会」運動が広がっている。四・二八首切撤回の闘いについても本年四月五日に「四・二八守る会」が結成さ

れた。そしてこれらの闘いを横につなぐ「郵政労働者の人権を守る全国連絡会」が昨秋結成されすでに活動を始めている。

昨日東京地裁において四・二八取下無効裁判の第一回期日が開かれて証人尋問が開始され、四・二八反処分闘争は、いま新たな「四・二八人権闘争」として再出発した。私たちは、この闘いがひとり四・二八被免職者の人権回復をめざす闘いとどまらず、全国のある郵政内外の労働者との共闘の拡大をめざし新たな郵政人権闘争の発展を決意し、共に闘う仲間の総結集を呼びかける。ともにがんばろう。

一九九二年四月二十八日

資料5 「四・二八取下無効」第二回裁判傍聴と 「四・二八守る会」への入会のおねがい

郵政内外で奮闘されている全国のみなさん。たいへん厳しい情勢のもとでの日々の諸活動に敬意を表します。

四・二八訴訟「取り下げ」事件をめぐり、鈴木（成城）、鴨志田（神田）、新宮（杉並）の三君は、この間の郵政省の詐欺Ⅱペテン行為に対して、九一年七月八日に「期日指定立書」を東京地裁に提出し、裁判を受ける権利の回復をめざして人権闘争の新たな闘いに立ち上がりました。

本年四月二十七日には第一回裁判期日が東京地裁で開かれ、原告側の証人尋問（証人・園田信男氏Ⅱ鴨志田君の職場復帰のたたかいを励ます会会長・全通千代田支部長）が行われました。ここでは、「取下問題」の経過の全体像を膨大な陳述書、証拠資料にもとづいて立証しました。

引き続き、九月一四日には左記のとおり第二回裁判期日が開かれ、原告側補充尋問と被告側反対尋問が行われます。ご多忙中のこととは思いますが、皆様の傍聴参加をおねがいます。

この四・二八人権闘争の新たな展開をふまえ、下からの自主的、大衆的結集によって闘いを支えるために「四・二八守る会」が結成され活動を続けています。一人でも多くの仲間の入会を心からお願います。また、すでに入会していただいた方々からもまわりの仲間に声をかけていただければ幸いです。

記

一、四・二八取下無効裁判第二回期日

とき 一九九二年九月一四日（月）午後一時一五分～三時一五分

ところ 東京地裁・七一〇号法廷（地下鉄丸の内線「霞が関」下車A1出口）

内容 園田信男証人原告側補充尋問、被告側反対尋問

二、四・二八守る会入会手続き

申込み 入会申込み書にご記入のうえ左記あてお送りください。

東京都中野区弥生町一―二八―一〇

四・二八守る会 ☎〇三―三三七〇―二一六四

郵便振替・東京四―七〇五〇四八

会費 一カ月三〇〇円（六カ月分以上まとめてご送金ください）

銭取り病、死に病

小林洋美

(一)

私は、この原稿を、朝四時に起きて書いている。締切は、今朝である。ファクシミリで送ると、約束してしまった。世の中、便利になると不便である。

ほんとうは、取材して記事にしたいものが、二・三あるのだが、今回は、問い合わせなかった。ここひと月余り、取材にまわる余裕がないのだ。四月一日から、新しい勤め口に通い出して、くたびれ果てているのも、理由の一つである。

私は、一月のなかばに、婦人会議を退職した。事務局長を辞めるにあたっては、迷いも悩みもあったが、「一七年間同じ役職についているのは、長すぎる。」という夫のひとこと、決断した。

今は、辞めて良かったと思っている。正直に言うと、肩の荷を降して、伸びのび、清々としているのだ。はじめて、役職をもたない気楽さに浸ってみて、つくづく、活動家には、そういう時間が、必要だと感じる。もっと言えば、活動家は、意識して気を抜く時間を持つべきだと思う。

いつも、目一杯の課題をかかえて、心の余裕もなく駆けづりまわって来た自分を省て、そう思う。社会主義者としては使命感があつてこそ、活動は続くのだが、時々、休憩をとり、英気を養うことがなくては、使命感も痩せ細ってしまうのではあるまいか。

むろん、休憩のとり方は、人それぞれで良い。病気になったつもりで、一服休みをすることである。

と、書いてみて、いらないお節介かなとも思う。産休以外は、休みらしい休みを取ったことのない私が、変り者なのであって、仲間たちは、案外、上手に息抜きをしていたかもしれないのだ。

疲れて、心に余裕がなくなると、ものが良く見えなくなってしまう。角度を変えて見るとか、新しい発想をするとか、柔軟に対応することなどが出来にくくなる。それに、人を愛容れることも容易ではなくなって、信頼関係にひびが入る。これでは、永続的に運動の発展をはかることなどできはしない。

一人で重荷を背負い込まず、皆などで分け合いたい。やっとな、そう思えるようになった。荷物をバトンタッチして、ひと休みすること。人生の荷も、運動の荷も、招かなくても、次々とやってくるのだから。

(二)

新しい転職口は、新聞広告でみつけた。『スタッフ急募。料理・ハーブ懇業に興味ある方。パート可』と出ていた。広告主は、日研究所とある。料理には、大いに関心があるので、心が動いた。

これに先立って、地元のスーパー・マーケットの懇業部にも応募したが、丁重に断られた。返送されてきた履歴書には、丁寧な手紙がついていて、「貴方に非はございません。ご経歴から、当店において頂くような方ではございませんので……」と記してあった。労働条件を託したときの、事業主の困惑した表情を想い起した。

H研究所へは、軽い気持ちで、面接に出掛けた。というのは、家計にゆとりは無いのだが、と云って、すぐにも就職しなければならぬほど、切迫した状況でもないからである。それと、息子たちも、ほぼ自立してしまい、彼らの世話をしてくれてくれた姑が、私の転職を機に、隠居したい心境になっていたと夫が私をいたわって、「少しは休みなさい。」と云ってくれていたことなどの事情があった。

それで、趣味と一致するところで働いてみようか、駄目でもともと、といった安易な気持ちで、面接日を迎えたのである。この安直さが、思えば失敗のもとであった。もうけ主義の優先するこの姿勢は、簡単に趣味と実益が一致するほど、労働者に、甘くないのである。

(三)

私は、この二月余り、複雑な思いを味わって過した。生まれてはじめて、と云ってよい骨休みの期間を貰ったが、決して休み心地がよいとはいえなかった。まず、閑がありそうで、あまりないのだ。婦人会議の事務引継ぎもしなければならなかったし、ありがたいことに、あちこちで、慰労会も開いてもらった。息子たちの卒業や就職、転居にも、時間を割いた。父の看病のために病院通いもしなくてはならず、その上、姑が、急に老けこんで、子どもに返りはじめた。また、夫が徐々に、家事から手を抜くようにもなった。

それでも、これ迄に比べれば、「両手に時間」というのは、方々大袈裟にしても、時間的な余裕は出来た。その時間を、急に専業主婦らしく、家のあちこちを磨いたり、手のこんだ料理を作ったりする方へ、ふりむけるほど、私は殊勝でない。そこで、雑誌や新聞を丹念に読むようにしたり、手当り次第に本も読んでみた。姑と一緒に、日中にテレビも眺めた。昼寝もした。日頃気にしながら、義理を欠いていた友人たちに、連絡をとって会っ

てもみた。だが、なんとも生活にめりはりがなく、単調でおもしろくない。そこで、学習計画を立て、本棚を整理した。昨年から通っている専門学校のテキストも熱心に勉強してみた。そこでもやっぱり落着かない。

どうも私は、遊び知らず、休み知らずらしい。働き中毒の典型かもしれない。活動に明暮しながら、綱渡りのように、あれも、これも、こなす生き方が、身についてしまっ

一つところに、じっととどまっていることが出来ない性分になってしまったようだ。それもそうなのだが、それだけでなく、心底を割っていえば、扶養されることへの抵抗感と、将来の年金権への不安とが、ないまぜになって、私をせつづくのだ。居心地の悪さの真の原因は、ここにある。

私は、七歳の時から、自分の食べるものくらいは、自分で稼いできたと、自負している。経済力がともなわないでは、自立などしてみようがないと、母の姿を見て思い、田中寿美子の著者によって、女性への差別問題に目をひらかされた。今日まで、賃金を得るために

働き、そこで生活をしてきたので、そして、それが当然な生き方であったので、いま失業してみると、生きる支柱をなくしたようで、心もとなくて仕様がなないのである。病気でもないのに、扶養される存在というのは嫌なのだ。

それに私が年金を受けとる年齢まで、まだ十余年ある。受給資格はあるが、それでも、この期間、社会保険を払わずに済ますわけには行かない。老後の年金が、余りに低額では、生きて行けないからである。それでなくても、婦人会議の専従をしていた時代の賃金は、低かった。比例して、年金支給額も低いのである。

この労働者として、当り前で切実な、基本問題が、解決しなくては、休息をとれと言われたところで、屈託は、無くならず、心ゆくまで休暇を楽しむことなど出来ないのである。

四

そこで、私は、来る日も、来る日も新聞の求人広告案内に、目をこらすことになった。しかし、今春、五十歳に、なろうとする女性の勤め先など、なかなかみつからない。事務職は、せいぜい三十五歳までで、年齢制限がある。五十歳でも採用してもらえないのは、パートの掃除婦や寮の賄婦、あるいは、スーパーマーケットのパートタイマーである。あとは、旅館や飲食店の洗い場や、調理補助、ホール係くらいのもので、なかなか、思いきってやろうという気にはならない。

数か月間、新聞の求人広告欄をみている内に、お馴染みになってしまった広告主も多くなつた。毎回求人広告を出すところは、いわゆる三Kといわれる職場のようだ。賃金は、割合に高いのに、こんなに労働者が定着しないというのは、よほど他の労働条件が悪いに決っている。そういうところは、よそうと思いつつ紙面を毎回にらんでみても私を採用してくれそうところが、みつからないので、つい焦ってしまう。

そんな時に、ひと月ほどの間隔をおいて、H研究所の求人広告が新聞に載った。事務所へ電話をすると、履歴書を送って欲しいという。そこで、面接日を打合せて、出掛けたというわけであった。

「三月だけ、私の好きにさせて。」

夫と姑の承諾を得て、とに角、H研究所に勤めてみることにした。(以下、つづく)

はやくも四刷!! 大好評

国鉄闘争勝利へ『紙ひとえの選択』をひろめて

お申し込みは社会通信社へ

民族民主革命にどんな明日があるか

——アフガニスタンをめぐる情勢について——

(1) 旧政府、マスード・ドスタムが接近

四月一六日、ナジブラ大統領が突如辞任してから、四月二四日、マスードの率いるイスラム協会を主軸とする暫定評議会が実権を掌握するまで、アフガニスタンでめまぐるしい動きがあった。現地も混乱していたが、日本での報道はそれに輪をかけて混乱した。主な筋書きが、読めなかったからである。日本アフガニスタン友好協会は、比較的正確に情勢を読むことができた。今回の政権交代にかかわったムータット副大統領（前駐日大使、マスードと同じタジク人）と間接的ながら連絡がとれ、事態の流れをつかんでいたからである。

政権交代の直接の原因は、ソ連の崩壊後孤立無縁となった政府が、弱体化したことである。地図を見てもええすぐわかるように、この国は、東西南はイスラム国家と接し、北側のみがソ連と接しているのだが、その北側の社会主義政権が崩壊してしまったのであるから、どこからも援助がこないのである。反政府ゲリラには、相変わらず潤沢な資金が届いていたが、まず民兵が離反し、正規軍内の動揺も多くなった。

力のバランスが崩れた状況下で、祖国党（旧人民民主党Ⅱ共産党）を中心とする勢力が生き延び、改革を継続するには、国民和解政府の樹立を急ぐしかなかった。とくに、話のできる関係にあるマスード司令官、ドスタム將軍（ウズベク人民兵を率いている）などの協力が急務であった。そしてそれを実行したのである。

マスードは国内では最強のゲリラであったが、ソ連軍撤退後には「もはやジハード（聖戦）ではなくなった」として、戦闘を止めていた。ドスタムは、つい先日まで政府側の民兵を指揮していた。この二人は和解に応じ、強硬派と和解に反対のヘクマチアル（イスラム党）が首都を攻撃するのに備えて、空港を始めとする要所の守備についた（これを「首都を攻撃するための占拠」と勘違いしたために、マスコミの報道は混乱した）。そして現在では、マスードの主導権はさらに強化されている。

(2) 民族民主革命に全力をあげたが

これまでアフガニスタンの民族民主革命を支持・支援してきた人々のなかには、「自力で頑張れなかったのか」という声も多い。そういう方には、ぜひ次のような事情を考慮していただきたい。

七八年「四月革命」は自力でおこなわれた革命であった。民主化、近代化（封建制度の解体）における成果は大きかった。

しかし、この国は工業が発達していないから、労働者階級はきわめて少ない。人口約一五〇〇万人のうち労働組合員は三〇万、その半分は教員である。知識人のなかには、人民民主党の影響力はかなりあったが、それも総数としては少数である。民主的改革の推進力

には、農民の自覚がなければならなかったのだが、それは順当にはいかなかった。農業改革が拙速で、行き過ぎであった（土地所有を約六ヘクタールみ画一的に制限した）ため、中農の支持も失った。経験不足であったから同情の余地は大きい、地主に加えて中農にも反抗されては、政府は苦しい。途中から政策を改めたが、すでにかなり反政府側に組織されてしまっていた。

ソ連軍への反感も、予想以上であった。ソ連もかなり気を遣っていて、軍人が街を歩くのも控えていたが、それでも「外敵の支配」との宣伝は、国民に浸透した。最近、ソ連国内でもソ連軍の「進攻」を批判するのが流行のようだが、私はそれには賛同しない。手続き的には問題のある入り方であったのはたしかだが、政権党と閣僚の大多数がソ連軍の支援を受け入れたのは事実だし、ソ連も内政への介入には節度を守っていたからである。ただ、いかに善意の援助であっても、国民の反感を買う場合がある、ということである。

「民主化なら国民の誰もが歓迎するから、改革を続ければ支持が増えるはずだ」と思う人が多いだろうが、まだ封建時代であったアフガニスタンでは、そう簡単ではなかった。たとえば、男女平等に教育を普及させようとするれば、「女には読み書きは必要ない」というイスラム聖職者の攻撃をうけた。男の地位を脅かされるのに、反発もでた。イスラムの力というのは、このような、自分の生活慣習を侵されたくないという広範な国民の気分を基盤にもっているから、強いのである。

もっと理解しにくかったのは、この国はまだ中央集権国家になっていなかった、ということである。人民民主党政権のできる前のある人の滞在記に載っていたことだが、彼がヌリスタン人の地域に入るのに、中央政府の許可では役にたたず、警察官の立ち入りもできなかった。つまり、各民族の割拠には、中央政府も手出しできなかったのである（幕府の隠密が、薩摩藩になかなかはいれなかったようなもの）。こういうところで民主化をすすめようとすれば、各民族、地域の実権を握る長老たちから、たちまち反抗される。ここでは民主主義というのは、「過激な思想」なのであった。

反政府ゲリラに対する、帝国主義、及びイスラム圏諸国（とくにサウジアラビア）の支援は、じつに多大であった。正確な統計はもちろんないが、年に約五億ドルという説もある。政府の予算をも上回る額である。だから、武器を与えようとすれば、五〇〇万にのぼるといわれる難民に、パンを食わせることができたのである。日本は直接には出していないが、ゲリラに基地を提供していたパキスタンを援助することで、間接的に支援していた。

そういう相手であったから、ソ連の援助がなければ、政府の維持は困難であった。かつてレーニンは「先進国プロレタリアートの援助をえて」、被抑圧民族は資本主義を飛び越えて、社会主義に移ることができると述べた（東方諸民族大会など）。アフガニスタンはまさにそういう道を歩もうとしたのだが、平坦な道ではなかった。

(3) 孤立無縁のなかでの打開策

当初は、政府側は自信満々であったが、それでもイスラム教にはかなり妥協していた。八〇年に「ローヤ・ジルガ（すべての民族、地方、宗教、団体の代表者会議）があったが、開会直後にカルマル大統領がコーランを唱えたりしていた。八五年からナジブラが大統領

になり、ソ連軍の撤退を前提にした国民和解政策を提起した。各ゲリラ組織にその地方での自治を認める代わりに、戦闘を停止し、それが進んだら国民和解政権をつくる、というものであった。国内の土着型ゲリラは、かなり和解に応じた。八八年に始まったソ連軍の撤退は、八九年二月に完了した。この時点では、政府も、軍も健在であった。国外にいたゲリラが国内に進撃しようとしたが、政府軍はそれを簡単に粉砕した。

この頃から、ムータット副大統領をつうじて、政府とマスードとの水面下での話し合いが行なわれていた。マスードは、「ナジブラ政権には協力しないが、和解政権には協力する」と語っていた。その後、ソ連邦が崩壊し、援助が弱まるとともに、政府でなく国連が指導して和解工作がすすんだ。政府のイニシアティブは、それだけ弱まったのである。そしてさきに述べたように、軍隊に資金も払えなくなり、政府側が崩れだすと、国連主導の、全政治勢力が参加した暫定政府をつくり、一定期間後に選挙をおこなってから本格的な和解政府をつくるという構想も、実現できなくなった。とくに、各派の軍が首都に迫ってくる、政府軍が解体状況になり、武器を持ったまま各派に吸収されていった。こうなると、改革も思想も関係なく、「知恵なき味方より知恵ある敵」という、遊牧騎馬民族の戦国の理論が、人々をとらえた。そのため、それまで戦車を持たなかったゲリラが、戦車を先頭に対峙するようになった。

政府側の予想以上のテンポでの崩壊で、旧政府も含めた暫定政権という国連の構想は、実現できなかった。しかし、旧政府と協力関係を持っていたマスード、ドスタムの場合は、常に先手を取り、軍事的にも協力であり、その力に支えられた暫定評議会が権力をにぎった。ヘクマチアルも、妥協せざるをえなかった。そして暫定評議会は、旧政府側の者の「恩赦」を決め、今後も協力させる姿勢を示した。

(4) 祖国党はなお闘い続ける

今後どうなるかは、なかなか予測しがたい。国連は「六ヶ月後に選挙」と言い、アメリカもそれを支持しているが、どうなるかは不明である。アフガンの人々は、選挙よりも、国内の長老たちがすべて参加する、伝統的な「ローヤルガ」のほうが重要だとみている。いずれにしても、マスードが主導権をもつのは、確定的である。ただ、マスードの弱みは、タジク人（人口の約二〇％）だということである。だから彼は、人望があるにもかかわらず、軍司令官にはなるが、自分が大統領になろうとはしない。ドスタム派も、祖国党系の人々も、それを支えつつ、勢力の維持拡大をはかることになる。

ヘクマチアルが、ドスタム派と祖国党の排除を要求していたが、それは不可能である。ドスタム派が基盤とするウズベク人は人口の一〇％弱であり、その力に見合った地位は与えられねばならない。祖国党は、最大の組織を持ち、政権担当中に広い人材、人脈を育てたから、これも排除できない。この党の強みは、特定の部分に片寄らずに、組織されていることである。この点では、社会主義者が民族、地域、職業の差別をしないで闘ってきた成果でもある。心配なのは、まだ昔からの派閥対立をひきずっているところである。

排除できないという点では、ヘクマチアルのイスラム党も同じである。とくに彼が人口の約半分をしめるパシュトゥン人であるから、この男を外しては政府は安定しない。ただ

彼の力が、日に日に落ちているのは事実である。アメリカもパキスタンも援助をやめているし、下部は分裂状況になっているとも伝えられる。もともと凶暴で有名であり、麻薬で資金づくりをして、評判を落としてもいる。それでも、彼に代わって政府で活躍できる有力なバシュトゥン人がでるまでは、この凶暴な男の政治生命は続く。

「レバノン化」への危惧も指摘されている。そうならないように、国連も暫定評議会も、全政治勢力の参加にこだわっている。六月に入ってから、イランを後ろ盾にもつイスラム教シリア派ゲリラ(シリア派は国民の二五%、多数はスンニ派)と他派との市街戦の報道がある。シリア派が不満を持つということは、人口の約八%をしめるハザール人が不満を持つということでもある。こういう問題を一つ一つ解決できないと、やがてそこに外国が干渉してきて、レバノン化するかもしれないのである。今のところ、イランは介入する構えはない。アメリカもパキスタンも、暫定評議会支持である。周囲の大国はすべて、ソ連崩壊後の中央アジア全体に影響力を広げるために、局部に介入する愚を避けているのである。

国内が安定すれば、国際的には孤立無縁の祖国党にも、自力で支持を拡大してゆく可能性はある。平和な時代には、豊かな人材を持つということが、戦力になるからである。

この国は、天然ガス、ウラン、宝石などの資源もあるし、観光資源も豊富である。自立した政府のもとで、自立した経済を保つ条件はなくてはならない。イスラム諸派のなかでも良心的な部分との統一戦線が確立すれば、その条件を生かすのも可能である。民族民主革命の火を燃やし続けるのは、容易でないのは確かだが、ぜひ続けてほしいものである。日本でも、支援、連帯を途切れさせないよう、全国の仲間を訴えたい。(山崎耕一郎)

岐阜でもPKO強行採決抗議集会

—— 6・15に一千人が結集 ——

社会党県本部、県評センター、岐阜地区労は一五日午後六時から岐阜市金町、金公園で、PKO法案強行採決抗議集会を開いた。

集会には一千人が参加、主催者を代表して森 真党県本部委員長が、社会党・社民連議員が『辞職願』を提出するに至った経過を報告、「国会は自公民による異常な運営が続いており、今こそ無か有かの大きな闘いの時が来た」と決意を表明。

つづいて中村陽樹県評センター理事長、山田桂党県本部副委員長(県議)、参議院岐阜選挙区予定候補者・不破てる子さんが「正念場を最後まで闘いぬこう」と訴えた。

この後「PKO法案の強行採決抗議、解散・総選挙を要求する決議」を採択した。

集会のあと、「守れ平和憲法」と書いたゼッケンを胸につけた、岐阜市労連の参加者など、創意工夫をこらしたデモ隊は、不破てる子参院選予定候補など、女性を先頭に、市内の繁華街を二キロにわたってデモ行進し、「PKO法案粉砕」「平和憲法を守れ」など力強いシュプレヒコールで市民に訴えた。

(岐阜・K)

資料6 自公民三党によるPKO法案の強行採決に抗議し、解散・総選挙を要求する集会決議

いま、日本の政治は、日本の二十一世紀の進路にかかわる国是を揺るがせ、平和憲法に違反する「自衛隊海外派兵」を許すか否か、「議會制民主主義」を真つ向から否定し強権政治を続けるか否かの歴史的岐路に立っています。

さる五日未明の、参議院PKO特別委員会における、採決の名に値しない強行採決の暴挙以来、自公民三党は、「数の論理」を優先させた強権的な国会運営を押し進め、衆参両院で相次ぐ強行採決を行うばかりか、武装自衛隊の海外派遣に反対する国民大多数の世論を無視し、「国民の合意ができていない」と称して、力ずくの国会運営の暴走に拍車をかけてきました。

この暴挙に対し社会党は、自公民三党のPKO共同再修正案の廃案の実現をあくまで目指すとともに、非民主的な議會運営に反対の意志表示を徹底的に貫きました。

社会党はPKO活動については、平和憲法の理念にもとづき、積極的に参加、推進する立場にたつて、人的貢献を含む法案を今国会に提出し、自衛隊員の能力・経験・装備などを活用する必要があるとの主張に対しても、「自衛隊とは別組織」による活用の方策を、具体的に提示してきました。さらに、政府・自公民三党のPKO法案の慎重かつ徹底した審議を求めてきましたが、法案の矛盾と欠陥が次々と露呈されているにもかかわらず、議論がきわめて不十分なままに強行採決が行われました。この事態を招いた根源は、憲法の一線を越え、平和国家日本の国是を大転換することに対し、国民の合意はまだ形成されていないのに、自公民三党が、自衛隊を組織として海外に出動させる方針に固執したことにあります。私たちは、こうした自公民三党の態度を強く糾弾するものであります。

また本日、日本社会党・護憲共同所属の全衆議院議員一三七名は、衆議院議長に対し「議員辞職願」を提出しました。これはPKO法案が、日本国憲法にかかわり、戦後の平和国家日本の国是を転換する重大な内容を持ち、しかも、国論を二分している現状に鑑み、解散・総選挙によって主権者たる国民の信を問わなければならないと判断したからです。さらに、自衛隊の海外派遣に反対する圧倒的な国民世論を無視した、自公民三党による独善的な同法案の採決強行が、わが国の議會政治を死滅させかねない危惧に追い込んでいます。

私たちは、この主張と行動に対して、国民の信託を受けた国会議員の、限らない重責を自覚した上で「総辞職」の決意を尊重し、ともに、議會制民主主義の再生とPKO法案の是非を問う「解散・総選挙」を要求するものであります。

右、本集会において決議します。

一九九二年六月一日

自公民三党によるPKO法案の強行採決に抗議し、

解散・総選挙を要求する六・一五岐阜中央集会

◇読者からのおたより◇

PKO、中労委「解決案」 社会通信、毎回楽しみをしています。五月二十八日の中労委「解決案」は、この二年間、苦しくても闘い続けてきた闘争団員、家族の思いをふみにじるもので断じて許せません。また六月十五日「自公民」により強行されたPKO法案は大多数の国民の声を無視したものです。私たち闘争団も長期をかまえず、一日も早い解決に向けがんばりたい。これ以降も労働者、労働運動の先見性ある記事を。 (名奇・S)

編集部より 国鉄闘争はすぐれて政治の闘いです。勝利のためには二つの条件が必要です。政治を変えること。もう一つは労資の力関係を変えることです。その条件は成熟しつつあります。勝つためにがんばりましょうよ。

学習会ありがとう 学習会参加たいへんありがとう。私たちも微力ではありますが、JR職場で精一杯たたかっている決意です。 (国労・K)

編集部より 組織拡大に全力をあげて下さい。すべての活動を組織拡大に集中して下さい。そしてJR労資関係を変えて下さい。それが勝利への途です。

勝利の日までがんばる 中労委「案」についてはたいへん残念です！ 紋別の仲間のご心配な反面、出向から帰って来る仲間と、これからはもつと前面に立つて国鉄闘争をふんばる決意です。共に勝利の日までがんばるよう、闘争団の仲間と八月に帰省する時、話してくる気持ちでいます。 (藤沢・阿部)

PKOの闘いの中で PKO法案が強行採決されてしまいました。大阪でも五月二五日、六月八日と、「自衛隊の海外派兵のPKO法案に反対し、平和憲法にもとづく国際貢献をめざす大阪集会」とデモが、総評センター・社会党などの手で一万人規模で開かれ、さらに六月一七日にも予定されています。職場でも短時間ですが昼休み集会を開いてきました。地元の総支部でも遅ればせながら私たちの要求で一五日に、市議団を先頭に街宣を予定しています。たとえこの悪法が成立しても息の長い闘いをやっていきたい。 (東大阪・T)

編集部より PKO法案は「自公民」で強行されました。しかし、PKOをめぐる闘いはこれからです。PKO法案に納得できぬと自民党議員ですら自民党を離党するという法案ですから。闘いはこれから。

次なるステップをめざす 社会通信が五百号を突破。心からお祝い。今度は六百号をめざし、またワンステップ。健康に留意されますます働く仲間の情報誌として充実されますよー！ 中労委のしようもない「案」を示された私たち闘争団も、中労委を「一見切り」、次なるステップをめざし、日々闘いを積み上げます。 (北海道・S)

編集部より 五百号のお祝いありがとう。次は国鉄闘争勝利を祝い合いましよう。五百号おめでとう 誌代おくれ申しわけない。五百号おめでとう。それにしても運動はむずかしい。理論って一体なんだったんでしょうね。社会主義も勝負はついたようです。会って意見を交換したいですね。

編集部より ソ連・東欧社会主義の崩壊から今では資本主義が問われています。歴史は面白く！

地域で学習会を 毎号楽しみに読んでいます。届いたその日に一気に読んでしまうので、次の号が届くまで間があいてしまいます。仲間と話し合いながら、地域における学習会を、とくに三池労働運動に学ぶ学習会をやりたいと思っています。

(佐賀・M)

編集部より 学習会、今ほど重要な時はありません。私などでよかったらうかがいます。反PKOにむけ 五月二日に岩井さんと呼んで講演会をしました。国際労研からも他の書籍と『紙ひとえ……』五冊の販売依頼がありました。完売できました。PKOはこれからが正念場です。単組、地域でも集会等、何かしなければ。

(自治労・T)

編集部より 反PKO、もっとも重要なのが自治労です。自治労の単組から「憲法総学習運動」を提起して下さい。そして自治労中央に押し上げて下さい。

『紙ひとえ……』送って 毎日ご苦労さま。いつも指針として読ませていただいています。義母の介護で自宅にいる時間が多くなりました。『紙ひとえの選択』を一冊ですが、送って下さい。

(宮城・S)

編集部より 『紙ひとえ……』お読みになった感想はいかがですか。ぜひ読後感を。キタナイゾ、JR 新幹線の遅延キップの払い戻しのため三宮駅に行った時のことです。駅員がスタンプを見て、「新大阪駅が認めているのだから、新大阪へ行って払い戻しを受けてくれ」というのにビックリ。「新大阪まで行かなあかんの？」とくい下がると、「あのなー、JR東海はキタナイ会社なんや。こっちの遅延スタンプ押しても、払うてくれんやぞ」と利用客とはまったく関係のない話を説明してきます。競争原理もここまでくると社会に通用しません。国鉄改革はみごとに失敗しています。

(自治労・F)

日刊紙が三千号に 社会通信五百号おめでとう。わが全通宇和島支部発行の日刊紙『全通うわじま』(一九七八年一月一日、第一号)は月曜から金曜まで週五日発行で、今年の二月で三千号を数えることができました。今年の全国大会で表彰を受けることになりました。貴誌のますますの発展を記念して一千号、二千号へむけがんばって下さい。

(愛媛・K)

『紙ひとえ』に思う 増刷ができたとのこと、好評で何よりです。ここ香川でも一週間でほぼ売り切れの状況です。追加注文いたします。内容について少し気になる所があります。男性の見方でしょうか。一六八ページ五行目、「……と、つねに旦那をたてるところが、並の方と違います」。その他、二、三カ所です。

編集部より きびしい指摘です。私も反省します。著者にはこういう意見もありましたとお伝えしました。さらに感想を寄せて下さい。

「兼掌化」に遭遇 この間、東京出張のおり「JRウオッチング」で書いていた「兼掌化」に出会いました。奇異に感じていたことの背景を知ったという気持ちです。皆様、がんばって下さい。国鉄つぶしの不当性は時間がたつても、やはり不当なのです。正すべきことは正すべきなのです。陰ながら応援しております。

(大阪・I)

※「兼掌化」とは、東海道新幹線の運転手が車掌を兼務することです。新幹線に乗ったとき検札に「運転手」のネームプレートをつけた人がくるはずですが、注目して下さい。電車に乗る楽しみが一つふえますよ。